

適格請求書発行事業者公表システム Web-API 機能利用規約 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である

改正後	改正前
<p>国税庁が提供する適格請求書発行事業者公表システム Web-API 機能(以下「本機能」といいます。)については、下記の利用規約の全ての条項に同意していただいた上でご利用ください。</p> <p>(定義) 第 2 条 本利用規約で使用する用語の<u>定義</u>は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(免責) 第 10 条 国税庁は、本機能の利用により、利用者又は第三者が被った被害について、<u>国税庁の故意又は重過失によるものである場合を除き、国税庁は責任を負わないものとします。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(補償) 第 11 条 利用者は、アプリケーション等の提供及び ID の管理について、第三者との間で生じた苦情、請求その他の紛争等については、自らの責任と負担において解決するものとし、<u>国税庁の故意又は重過失によるものである場合を除き、国税庁は責任を負わないものとします。</u></p>	<p>国税庁が提供する適格請求書発行事業者公表システム Web-API 機能(以下「本機能」といいます。)のご利用については、下記の利用規約の全ての条項に同意していただいた上で、<u>本機能</u>をご利用ください。</p> <p>(定義) 第 2 条 本利用規約で使用する用語の<u>意義</u>は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(免責) 第 10 条 国税庁は、本機能の利用により、利用者又は第三者が被った被害について、<u>一切の責任を負わないものとします。</u></p> <p><u>2 国税庁は、本機能の停止により発生した利用者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。</u></p> <p>(補償) 第 11 条 利用者は、アプリケーション等の提供及び ID の管理について、第三者との間で生じた苦情、請求その他の紛争等については、自らの責任と負担において解決するものとし、<u>国税庁に対していかなる責任を負担させないものとします。</u></p>

改正後	改正前
<p>(本利用規約の改正)</p> <p>第13条 国税庁は、<u>利用規約の変更が、利用者の一般の利益に適合し、又は、本利用規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである</u>ときは、本利用規約を改正することができるものとします。</p> <p>2 国税庁は、<u>本利用規約の改正を行おうとするときは、緊急の場合を除き、改正の効力発生日の7日前までに公表サイトにおいて本利用規約を変更する旨及び変更後の本利用規約の内容並びにその効力発生日を掲載し公表するものとします。</u></p> <p>3 <u>本利用規約の改正後に、</u>利用者が本機能を利用するときは、利用者は改正後の利用規約に同意したものとみなされます。</p> <p><u>附則（一部改正）</u></p> <p><u>本利用規約は、令和5年4月1日から施行します。</u></p>	<p>(本利用規約の改正)</p> <p>第13条 国税庁は、<u>必要があると認めるときは、利用者に対し事前</u>に通知を行うことなく、いつでも本利用規約を改正することができるものとします。</p> <p>2 国税庁は、<u>本利用規約の改正を行った場合は、遅滞なく公表サイトに掲載し公表するものとします。</u></p> <p>3 <u>前項の公表後に、</u>利用者が本機能を利用するときは、利用者は改正後の利用規約に同意したものとみなされます。</p> <p>(新 設)</p>